

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 藻岩第1緊急時給水管路緊急遮断弁修繕
- 2 事業者名 株式会社 前澤エンジニアリングサービス 北海道営業所
- 3 特定理由 本修繕の対象は藻岩第1緊急時給水管路に設置された緊急遮断弁である。
本修繕は、遮断弁故障個所の部品を交換し、動作状況の確認などの総合的な試験調整を行うものであるが、交換部品は製造元の純正部品でなければ既設と適合せず、また部品の組み立て調整など製造元のみが保有する機器独自の設計データがなければ機能の回復は確保できない。
上記業者は、製造元である前澤工業株式会社から対象機器のメンテナンスの代理店に指定している唯一の業者である。
以上より、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第__2__号に該当すると判断されるため。